

質問に対する回答

(卸事業者による福岡県産農林水産物取引拡大業務 企画提案公募に係る質問とその回答について)

No	項目	該当箇所	質問内容	回答
1	公募実施要領		卸事業者による福岡県産農林水産物取引拡大業務企画提案公募実施要領ということですが、公募業者は卸し業を営んでいない会社でも問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
2	公募実施要領	P 2 7 (2) ア (ウ)	見積もりに関して「仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し～」と記載がありますが、「仕様書の項目ごと」を具体的にご教示の程お願い申し上げます。	「仕様書の項目」とは、委託仕様書に記載している委託業務内容を指します。各業務内容の経費について、数量、単位、単価を明示し積算してください。
3	委託仕様書	P 1 2 (3) ②ア	商品カタログ等の販促資材の作成・配布とはどのような規模をお考えでしょうか？事業者側の判断で問題ございませんでしょうか。現実的には進める中で協議をしていく形になるかと思います。	県産食材の取引拡大に必要な規模を想定しております。
4	委託仕様書	P 1 2 (3) ②イ	県産食材のサンプル提供の費用負担は委託費に含まれておりますでしょうか。	県産食材のサンプル提供の費用は委託費に含まれます。
5	委託仕様書	P 1 3 (6)	委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、需用費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、謝金、保険料等）の一切を含むことになっておりますが、現時点では概算見積もりになるかと存じます。概算見積もりという解釈で問題ございませんでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。提出する見積書には、委託仕様書に記載している委託業務内容を遂行するのに必要な経費を計上ください。なお、本業務に係る委託費は企画提案公募実施要領に記載しているとおりです。

No	項目	該当箇所	質問内容	回答
6	仕様書別紙 業務内容補足 資料	P 3 ①	6事業者以上の卸事業者の記載がありますが、弊社はグループ会社で豊洲に御卸し事業を営んでおります。文面の記載では仲卸事業者を想定していると思いますが、弊社の大卸事業も1とカウントされるのでしょうか。	首都圏の外食事業者と直接取引があり、且つ、県産食材の取引拡大にむけた働きかけができる場合、1事業者としてカウントできます。(他事業者を介しての外食事業者との間取引の場合、1事業者としてカウントすることはできません。)
7	公募実施要領	P 5 第3本文 2	「県産食事」の取引拡大に向けた働きかけというのは県産食材と読み替えればよいか。	御指摘のとおりです。「県産食材」と記載すべきところを「県産食事」と誤植しておりました。申し訳ございません。本質問に対する回答の掲載と併せて修正しておりますので、ご確認ください。
8	仕様書 仕様書別紙 業務内容補足 資料	P 1 3 (2) P 3	連携する卸事業者、6事業者以上とあるが、首都圏に営業所がなくても、物流ルートの手配・調整ができるならば対象となるか。	首都圏に営業所、物流拠点を有している事業者が対象となります。
9	仕様書別紙 業務内容補足 資料	P 4 ②	働きかける取引先事業者の「取引先事業者」というのは、どこまでの範囲が回答するのか？ エではPR企画は30社以上の「外食事業者」を参加させることとあるが、ア、イ、ウは「取引先事業者」という文言になっているので範囲の確認まで。	取引先事業者は外食事業者を想定しております。